

吉野ヶ里町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル 募集要領

1. 目的

吉野ヶ里町が設置する放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」という。）について、安定した運営体制の確保と質の向上を図るため、その運営業務の一部を民間委託するにあたり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した受託者を選定するための公募型プロポーザル方式に関して必要な事項を定める。

2. 業務内容

「吉野ヶ里町放課後児童クラブ運営業務委託 仕様書」による

3. 履行期間

運営期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ただし、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までは開設準備期間とし備品・施設等の確認、支援員の確保や指揮命令系統の確立を行うものとする。なお、当該準備期間に関する経費は受託者の負担とする。

4. 対象クラブ

この業務を実施する児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三田川放課後児童クラブ	吉野ヶ里町吉田 63 番地 1（三田川小学校敷地内）
東脊振放課後児童クラブ	吉野ヶ里町石動 2709 番地 1（東脊振小学校敷地内）

5. 見積限度額

見積限度額を令和 8 年度から令和 10 年度までの総額で 101,411,000 円とする。

ただし、各年度における支払限度額は次のとおりとする。

年度	金額
令和 8 年度	33,252,000 円
令和 9 年度	33,833,000 円
令和 10 年度	34,326,000 円
合計	101,411,000 円

※本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に該当するため、非課税として取り扱う。

※上記、見積限度額には放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）に係る費用を含むものとする。

※見積総額は、契約額や予定価格を示すものではない。提案にあたっては、見積限度額を超えないものとする。

6. 応募資格要件

- 本業務のプロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- (1) 法人であること（社会福祉法人、学校法人、N P O 法人、株式会社等）
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
 - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること
 - (5) 企画提案書の提出期限までの間、佐賀県又は吉野ヶ里町から指名停止措置又は指名回避措置を受けていない者
 - (6) 国税及び地方税の滞納が無いこと
 - (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (8) 以下のいずれかの施設に係る管理運営実績を有する者であること
 - ・放課後児童健全育成事業所
 - ・認可保育園
 - ・認定こども園
 - ・放課後等デイサービス
 - ・幼稚園
 - ・小学校
 - ・上記のいずれかの施設に類する施設であり、町長が適当と認める施設

7. プロポーザル実施スケジュール（※スケジュールは変更となる場合がある。）

項目	日程
公告	令和7年12月12日（金）
実施方針公表	令和7年12月12日（金）
質問書の提出期間	令和7年12月12日（金）から 令和7年12月19日（金）まで
質問書に対する回答期日	令和7年12月24日（水）まで
参加表明書の提出期限	令和8年1月8日（木）まで
参加資格結果通知	令和8年1月9日（金）まで
企画提案書の提出期間	令和8年1月9日（金）から 令和8年1月16日（金）まで
プレゼンテーション	令和8年1月23日（金）
特定結果通知（優先交渉権者）	令和8年1月30日（金）
契約締結	令和8年2月上旬
運用開始	令和8年4月1日（水）

8. 応募手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）に別に定める必要書類を添えて提出すること。書類が不足する場合及び提出期限までに提出がない場合は、プロポーザルへ参加できないものとする。

（1）参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和8年1月8日（木）午後5時（必着）
- ② 提出場所 吉野ヶ里町教育委員会社会教育課
- ③ 提出方法 持参又は郵送
- ④ 提出書類
 - （ア）参加表明書（様式第1号）
 - （イ）営業概要書（様式第2号）
 - （ウ）以下のいずれかの施設に係る管理運営実績を有することを証明する書類（契約書の写し等）
 - ・放課後児童健全育成事業所
 - ・認可保育園
 - ・認定こども園
 - ・放課後等デイサービス
 - ・幼稚園
 - ・小学校
 - ・上記のいずれかの施設に類する施設であり、町長が適当と認める施設
 - （エ）履歴事項全部証明書（応募申込日前3ヵ月以内のもの写し可）
 - （オ）国税及び地方税の滞納が無いことの証明書（応募申込日前3ヵ月以内のもの写し可）
 - （カ）貸借対照表及び損益通算書（直近3期分写し可）
 - （キ）暴力団排除に関する宣誓書（様式第3号）

⑤ 提出部数 各 1 部

(2) 参加辞退届の提出

参加表明書を提出したのちに参加の辞退をする場合は、速やかに参加辞退届（様式第 4 号）を提出すること。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙（任意の様式）

② 企画提案書（任意の様式）

③ 見積書（様式第 5 号）及び内訳書（任意の様式）

※見積金額の積算にあたる費用分担は「吉野ヶ里町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書（別表 2）費用分担区分」のとおりとする。

(2) 作成にあたっての注意事項

① 作成部数は、正本 1 部、副本 10 部とする。正本の表紙に代表者印を押印すること。

② 企画提案書の様式は任意とするが、内容については別紙評価基準で示す評価項目及び評価視点の内容であることがわかるように示すこと。

③ 企画提案書は別紙評価基準で示す評価項目及び評価視点の順で作成すること。

(3) 提出方法

① 提出期限 令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 5 時（必着）

② 提出場所 吉野ヶ里町教育委員会社会教育課（吉野ヶ里町吉田 307）

③ 提出方法 持参又は郵送

10. 審査及び選定方法

本業務に係る企画提案書等の審査、評価及び業務受託候補者選定は、吉野ヶ里町放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において下記の要領で行う。

(1) 1 次審査

1 次審査は、8. 応募手続（1）参加表明書及び提出された必要書類について審査し、参加要件を満たしていることを確認する。

審査結果はメール及び郵送にて通知を行う。

(2) 2 次審査

2 次審査は提出された企画提案書によるプレゼンテーション及びヒアリングにより行う。

① プrezentationの時間は約 45 分（説明約 25 分、質疑応答約 20 分）の予定で実施する。

② 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

③ プrezentationの順番は、参加表明書の届け出順とする。

④ プrezentation令和 8 年 1 月 23 日（金）に実施予定とし、実施場所、時間等については別途通知する。

(3) 審査方法

選定委員は別紙の評価基準に基づき企画提案書の内容を審査し、プレゼンテーション及びヒアリングの実施後に最終評価を行う。選定委員会は、選定委員による評価点の総得点を元に順位を決定し、業務受託候補者を選定する。なお、提案者が1事業者の場合であっても、本募集要領及び当該業務仕様書に照らし合わせ、選定委員会において、審査、評価を行う。

(4) 選定基準点

受託候補者となる者の選定基準点は、選定委員の評価点合計6割以上とする。

(5) 選定結果の通知

選定結果は全提案者に書面にて通知するとともに、受託候補者を吉野ヶ里町ホームページ上で公表する。なお、審査結果等についての問い合わせには応じない。

11. 質疑応答

本業務の内容等に関して質疑等がある場合は、令和7年12月19日（金）午後5時までに様式第6号を用いて電子メールにより提出すること。質疑等への回答は、質疑応答集を作成し、令和7年12月24日（水）までに吉野ヶ里町のホームページ上で公表する。質問受付期限後の問い合わせには一切応じない。

12. 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限後に書類の提出があったとき。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があったとき。
- (3) 業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (4) その他選定委員会が本要領に違反すると認めるとき。

13. 契約の締結

選定委員会で選定された業務受託候補者に対して、企画提案書の内容を確認及び協議の上、業務委託契約を締結する。

14. 個人情報の保護

受託者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

15. その他留意事項

- (1) 提出書類等は、本プロポーザル以外の目的のために使用しない。
- (2) 提出期限後の提出書類等の再提出、または差替えは認めらない。
- (3) 提出された企画提案書等は返却せず町の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (4) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加提案者の負担とする。

16. 担当課

〒842-0031 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 307

吉野ヶ里町教育委員会社会教育課

TEL : 0952-37-0341 (直通)

FAX : 0952-52-2521

E-mail : (所属) syakaikyouiku@town.yoshinogari.lg.jp

ホームページ :

https://www.town.yoshinogari.lg.jp/lifeinfo/soshiki/shakai_kyoiku/4/2_1/1/houkagojidoukurabu/5368.html

別紙 評価基準

吉野ヶ里町放課後児童クラブ運営業務公募型プロポーザル評価基準

評価項目及び評価視点	配点（点）
1. 業務実績	
・放課後児童健全育成事業や子どもの預かり関連事業の運営実績があり、円滑な業務実施が期待できるか	10点
2. 運営方針	
・具体的な運営計画及び運営方針が定められているか	10点
・子どもの権利に配慮し、子どもの気持ちに寄り添った運営が期待できるか	
3. 安全管理	
・児童の登下所中や活動中のけが等の事故防止のための安全対策に関する取り組みが具体的に示され、効果的な内容になっているか	20点
・事故発生時の対応マニュアルが整備されており、迅速な対応ができる体制が構築されているか	
・熱中症、感染症対策、食中毒の防止等の衛生管理等に関する取り組みが具体的に示され、効果的な内容になっているか	
・アレルギー対応やエピペン使用への対応について、適正な管理ができる体制が構築されているか	
・地震等の災害時対応マニュアル及び不審者対応マニュアルは整備されているか	
・各種避難訓練及び不審者対応訓練の計画的な実施が示されているか。	
・個人情報保護のための取り組みが具体的に示され、効果的な内容になっているか	
4. 事業の実施体制等	
・本業務の円滑な運営のため、事業者における指揮命令系統の体制が構築され、具体的に提案されているか	35点
・児童クラブの安定的な運営が可能な人員配置体制が具体的に示されており、効果的な内容になっているか	
・急な欠員や加配が必要な場合にも児童クラブ支援員等の配置を適正かつ柔軟に行う仕組みが具体的に示されており、効果的な内容になっているか	
・児童クラブ支援員等の研修機会を確保し、支援員等が自発的、継続的に研修に参加できる計画が示されているか	
・スキルアップにつながる効果的な研修内容となっているか	
・児童クラブ支援員等への助言体制、バックアップ体制が具体的に示されており、適正な職場環境づくりが提案されているか	
・児童クラブ支援員等の入材確保の取組が具体的に示されており、適切かつ効果的な内容になっているか	
・現在雇用している児童クラブ支援員等を継続雇用する場合の給与等の待遇の	

<p>確保が提案されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援員等の役割や経験年数、研修実績等に応じた処遇改善の提案が示されているか 現在雇用している児童クラブ支援員等を継続雇用する場合の年次有給休暇の取り扱いについて有効な提案が示されているか 学校、行政及び関係機関との連携・協力の必要性について十分に認識し、良好な関係を築き、地域の実情に応じた運営をしていく姿勢が見受けられるか 本業務開始までの準備期間における事業者全体の従事体制（業務責任者等）が示され、保護者、学校、児童クラブ支援員等への事前説明等の具体的な実施スケジュール、実施方法について具体的に提案されているか 本業務開始までの準備期間において、児童クラブ支援員等の雇用、現場保育の引継ぎ等の具体的なスケジュール、実施方法について具体的に提案されているか 	
<p>5.児童・保護者</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 児童の発達段階に応じた適切なプログラムが提案され、児童にとって適切な遊びや生活の場の提供が期待できるか 特別な支援が必要な児童への支援の考え方及び実施方法（学校や保護者との情報共有・連携、補助員等の加配、研修など）が具体的に示され、児童が安心して利用できることを期待できるか 保護者との連絡調整の方法が具体的に示され、効果的な内容となっているか 保護者と連携が適切に行われ、保護者が活動内容等を把握できるような体制が構築されているか 保護者からの苦情等に対し、迅速かつ適切に誠意をもって対応し、職員間で共有・解決できる体制が構築されているか 保護者からの要望や苦情に対する考え方、対応策や反映に関する取組みについて、具体的に提案されているか 	15点
<p>6.見積金額</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 最低価格提示者：10点 最低価格提示者以外の者：(最低提示価格／当該業者の見積額) ×配点 (10点) 	計 100点